

Q 息子が暴行死、どうすれば

高校1年生の息子が、同級生の少年から一方的に暴行を加えられ、病院に運ばれました。少年は警察に逮捕されました。事件はテレビや新聞で大きく取り上げられ、自宅に報道関係者がたくさん来ます。何をどうしたら良いのか、見当がつきません。

法律 相談室

被疑者が少年の場合、人の事件とは異なり、捜査終了後には「少年事件」として家庭裁判所に送られ、「少年審判」という手続きが行われます。簡単に言えば、少年に大人と同じ裁判を受けさせるか、少年院送致など他の処分にするかを決める手続きです。

少年審判は裁判と違つて原則非公開ですが、ご遺族は裁判の結果を待つだけかというと、決してそんなことはありません。

まず、一定の重大事件では、裁判官が認めれば審判を傍聴することができます。また、少年による暴行事件など社会的に注目される事件では、マスコミから対応を求められるケースもあります。犯罪被害者の遺族に給付を行う「犯罪被害給付制度」を活用する場合、

意見陳述は審判の中で行うことができる場合もあり、その際、少年はご遺族の思いを直接聞くことになります。さらに、家庭裁判所に申し出で、警察や検察が捜査した事件記録の一部を見ることができます。

少年審判を経て大人と同じ裁判を受けることになり、今回の事件のような「傷害致死罪」という重大犯罪

申請には期限があるため、その対応も必要です。ご遺族が独立でこれらに対応するのは難しい場合が多く、本県では県弁護士会の「犯罪被害者ホットライン（初回30分無料）」（043・227・8433）で弁護士が相談に応じることができます。千葉犯罪被害者支援センターや、各警察署の被害者相談窓口を利用

被害者窓口で適切な情報

の場合は、「裁判員裁判」になります。裁判員裁判でも、ご遺族は傍聴や意見陳述などが可能です。

また、少年による暴行事件など社会的に注目される事件では、マスコミから対応を求められるケースもあります。適切な情報を得て、何をするのかを落ち着いて決めていくことで、多少なりとも被害からの回復が進むことは少なくありません。

（回答＝白石知江弁護士）

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」



県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。